

和泉市個人情報保護審査会

会長 松田 聡子 様

和泉市長 辻 宏 康

開示請求等を行うことができる遺族の範囲について（諮問）

個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）を行うことができる遺族の範囲について、和泉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第5項ただし書の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問理由

現在の条例において、開示請求等ができる者（以下「請求権者」という。）は、本人、法定代理人等及び遺族とされており、遺族の範囲については「本人の配偶者、子及び父母」と規定されています。

本人の孫や兄弟等からの開示請求等があった場合は、条例上の請求権者ではないため開示等できませんが、本人の配偶者、子、父母のいずれもが既に死亡していたり、連絡が取れない状態となっている場合は、請求権者がいないこととなります。

孫が祖父母の相続に当たり関係書類を必要とする場合など、上記以外の遺族でも死者の個人情報を必要とする場合があることから、条例第20条第5項ただし書の規定に基づき、死者の個人情報の開示請求等を行うことができる遺族の範囲について、諮問します。

2 条例上の遺族の範囲

条例第20条第5項の規定により、「本人の配偶者、子及び父母」及び「審査会の意見を聴いた上で、実施機関が必要と認める者」とされている。

3 死者の個人情報保護について

個人情報の不適正な取扱いによって死者の名誉を傷つけたり、その相続人等の権利を侵害するおそれがあるので、死者に関する情報についても、保護を図る必要がある。

4 範囲拡大の考え方について

(1) 基本的な考え方

上記3のとおり死者の個人情報も保護すべきであって、むやみに請求権者の範囲を拡大すべきではない。本人の配偶者、子及び父母以外の者については、必要性等を勘案し例外的に開示請求等を認めるべきと考える。

(2) 開示請求等を認めるべき個人情報について

① 死者本人の個人情報であるとともに、請求者自身の個人情報でもありと考えられるものを請求する場合

例1：請求者が死者である被相続人から相続した財産（不法行為による損害賠償請求権や慰謝料請求権を含む。）に関する情報及び財産相続のために必要な情報

例2：死者の死に起因して請求者が取得した権利義務（近親者固有の慰謝料請求権など）に関する情報

② 社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報と考えられるものを請求する場合

(3) 開示請求等を認めるべき者及び条件について

開示請求等を認めるべき者は、次のとおりとする。

①死者の相続人（祖父母、孫、兄弟姉妹等、本人と血縁関係にある者。相続予定者含む。）

【上記（2）① 例1に対応】

②死者の死に起因して権利義務を取得した者【上記（2）① 例2に対応】

③死亡した未成年者・成年被後見人の法定代理人【上記（2）②に対応】

条例上の遺族が請求権を行使するのが原則であり、当該遺族の全員が死亡している場合、生存する他の遺族と連絡が取れない場合、生存する他の遺族が開示請求等を拒んでいる場合など、請求者が必要な情報を入手できない場合に限り、例外的に開示請求等を認めるべき。

(4) 運用方法について

条例上の遺族以外から開示請求等の希望があった場合は、次のように対応する。

①上記（3）の請求権者であるかを確認する。

②請求内容、請求目的、個人情報開示等の必要性について確認する。

③条例上の遺族が生存しているか、請求権を行使できる状況にあるかを確認する。

④確認の結果、死者の個人情報を開示等する必要性があり、かつ、請求権を行使する者が他にいないと認めるときは、条例上の遺族に準ずる者として開示請求等を認める。

○請求権者についての整理表

本人の状況	現状の請求権者	範囲拡大後の請求権者
本人が生存している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 ・ 未成年者の法定代理人 ・ 成年被後見人の法定代理人 ・ 任意代理人（特定個人情報のみ） 	現状と同じ
本人が死亡している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族（配偶者、子、父母） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族（配偶者、子、父母） ・ <u>他の相続人（相続予定者含む。）</u> ・ <u>死亡によって権利義務を取得した者</u> ・ <u>死者の法定代理人</u>

注1 範囲拡大する者については、遺族（配偶者、子、父母）による開示請求等が困難である場合に限り、開示請求等を認める。

注2 範囲拡大する者が請求できる情報の範囲は、請求権者に関係のある情報（相続人については相続に必要な情報）に限り、開示請求等を認める。

○和泉市個人情報保護条例（抜粋）

（開示請求）

第20条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に関する個人情報（第7条第3項第1号に規定する事務に係るものを除く。第23条第1項、第24条第1項及び第29条第1項において同じ。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、前項の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

3 特定個人情報の開示を請求する場合は、前項の規定にかかわらず、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって、開示請求をすることができる。

4 本人が死亡した場合は、当該本人の遺族（当該遺族が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該未成年者又は成年被後見人の法定代理人を含む。）は、開示請求をすることができる。

5 前項に規定する遺族とは、本人の配偶者、子及び父母とする。ただし、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が認める者については、この限りでない。

※ 訂正請求（第23条）、利用停止請求（第24条）については、第20条を準用

想定事例

(1) 開示請求者の状況

- ア 条例上の遺族のいずれもが死亡している場合
- イ 条例上の遺族のいずれかが生存している場合で、次に該当する場合
 - ①当該生存者と連絡が取れない場合（居所不明など）
 - ②当該生存者と利害関係にある等、開示請求等に協力してもらえない場合
 - ③当該生存者がDV加害者である等、開示請求等の協力依頼にリスクが伴う場合
 - ④当該生存者が海外に居住している等、開示請求等に手間とコストがかかる場合

<市の考え方>

- アの条例上の開示請求者がいない場合は、他者による開示請求等を認めるべき。
- イの条例上の開示請求者がいる場合には、その者が開示請求等するのが原則と考えるが、その者が一定の理由で開示請求等しない（できない）場合には、他者による開示請求等を認めるべき。
- ①②③の場合 開示請求等することが実質的に不可能であるため、他者による開示請求等を認めるべき。
 - ④の場合 手間とコストをかければ開示請求が可能であるため、遠方等のみを理由とした他者による開示請求等は認めるべきではない。

(2) 遺族の範囲

- ア 遺族の孫
- イ 遺族の兄弟
- ウ 遺族のひ孫等、血縁関係にあつて本人の財産を相続した者
- エ 縁故者であつて、本人の財産を相続した者
- オ ア～ウに該当する者のうち、財産相続していない者

<市の考え方>

- 遺族の範囲を一律に制限する必要はないが、個人情報保護のため一定の制限は課すべき。
- 例えば、財産相続に必要な情報に係る開示請求等であれば、財産相続と関係のない者からの開示請求等は認められない。
- また、孫がいる場合にひ孫による請求は認めない等、請求権に順位を付けるべきと考える。
- 順位については、民法上の相続の順位と同等とする。

(3) 開示請求等の内容

- ア 本人の印鑑登録に関する情報
- イ 本人の住民登録、戸籍等に関する情報
- ウ 本人の保険（国民健康保険、介護保険等、高齢者医療保険等）に関する情報
- エ 本人のセンシティブ情報（思想信条など）
- オ その他本人に関する情報

＜市の考え方＞

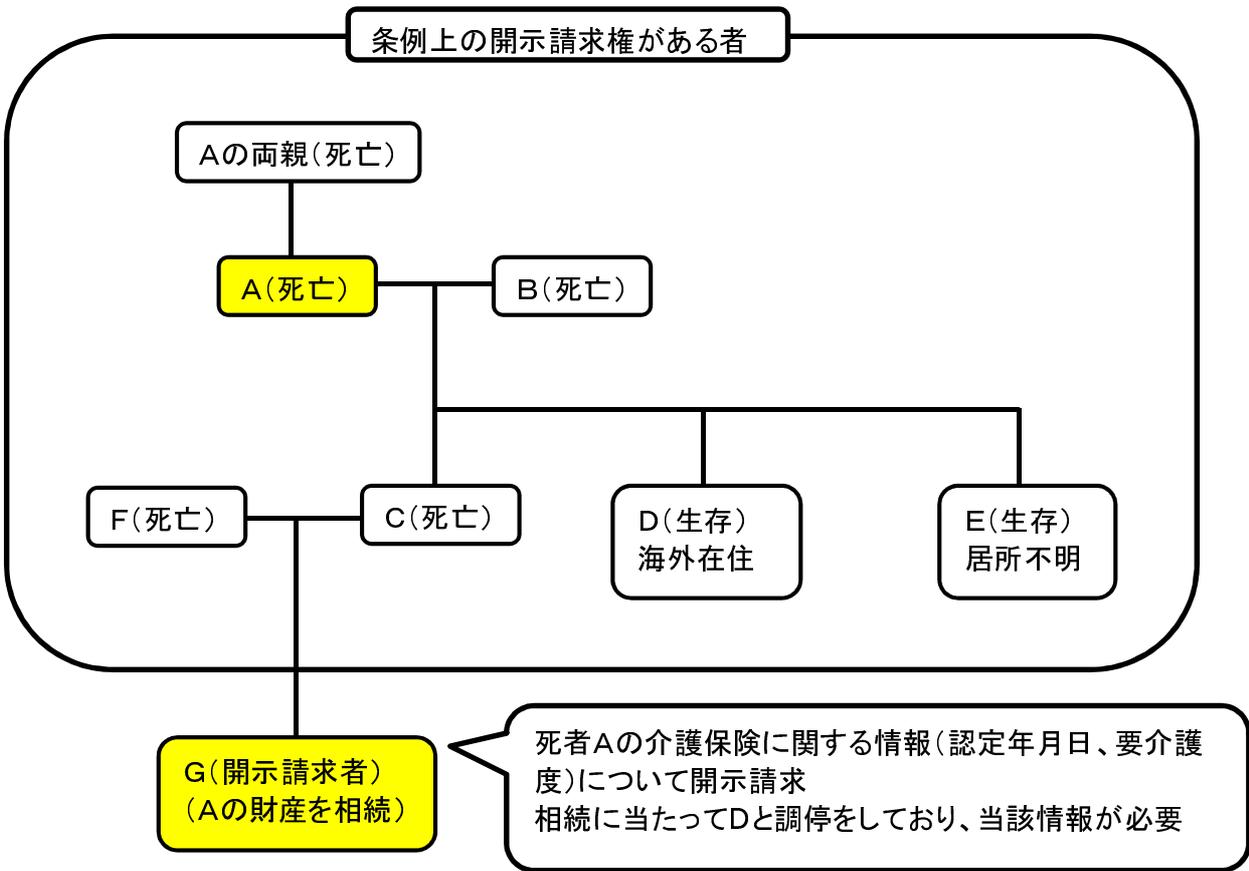
- エ以外の情報については、必要な範囲で開示請求を認めることとなる。
- エについては、原則開示請求等を認めるべきではなく、

（４）開示請求等の理由

- ア 遺産の相続等、相続人の財産上の権利を確保するために行うもの
- イ 本人の名誉・信頼の保全など、本人のために行うもの
- ウ 本人、相続人以外の者の利益を目的として行うもの
- エ 真実の究明など、公共目的で行うもの

事例1

死者Aの孫Gが開示請求を希望する事例



事例2

死者Aの義理の兄Bが開示請求を希望する事例

